

除雪業務委託の概要

上田市

1 除雪業務委託制度の内容

○入札方法

入札等に先立ち工区の受託希望者を募り、その希望者数により指名競争入札又は随意契約とする。

○最低制限価格制度の準用

除雪業務委託においては入札に付す業務を対象として、建設工事等最低制限価格制度事務処理要領（以下「最低制限価格試行要領」という。）に規定する「失格基準価格」を準用する。

○契約方法

予定価格（総価及び単価）により落札者を決定し、入札単価で単価契約を行う。

※総価とは、入札単価に想定数量を乗じて得た金額の合計額

○積算内容

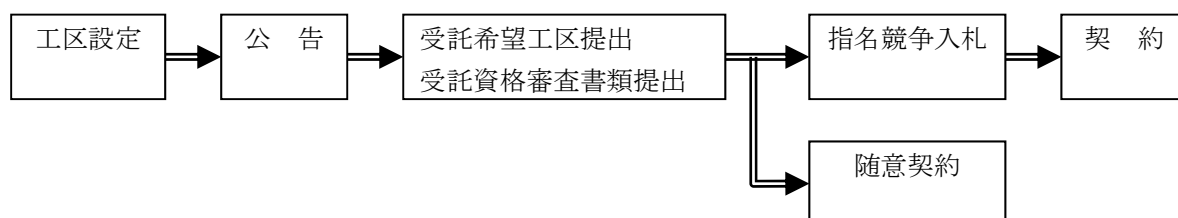
稼働費、待機補償費（除雪機械、除雪機械運転要員、情報員）、袋詰凍結防止剤積込費及び、機械管理費を業務内容により計上する。

なお、除雪機械の機械管理費は（固定費）1シーズン分を単価化して計上する。

2 対象業務

○上田市が発注する除雪、凍結防止剤散布に係る業務委託

3 手続きの流れ（別紙参照）



4 業務委託に参加する者に必要な要件

(1) 参加者に共通する要件

○地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

○入札公告日から入札日までの間において、指名停止の措置を受けていない者であること。

○市税その他市に納付すべき使用料及び手数料、都道府県の事業税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。

○除雪業務実施要領に決められた作業を遵守できる者であること。

(2) 工区ごとに定める要件

○上田市建設工事入札参加申請（業種：土木に限る）が提出されている者で、受託希望する工区の地域に本店を有している者が入札に参加できるものとする。

○機械除雪（凍結防止剤散布を含む）工区における機械の保有台数は最低1台とし、作業に必要なオペレーター・助手が確保できる者であること。

○その他、市長が定める要件を満たしている者であること。

5 入札までの手続等

(1) 地域・工区の設定

○地域性等を考慮し、市内を上田、丸子、真田、武石地域に分割する。

○地域の路線を発注単位に分割して工区を設定する。

(2) 公 告

○公告（共通事項及び業務ごとに定める事項）を市のホームページに掲載するとともに、発注地域の担当課で閲覧する。

上田地域業務・・・上田市都市建設部 土木課

丸子地域業務・・・上田市都市建設部 丸子地域建設課

真田地域業務・・・上田市都市建設部 真田地域建設課

武石地域業務・・・上田市都市建設部 武石地域建設課

○契約書（案）、入札心得、除雪業務特記仕様書及び除雪業務実施要領は入札公告に示す方法により閲覧する。

○公告内容に関する質問は、『質問書』により受け付け（3日間程度）、回答はホームページに掲載する。

(3) 受託希望工区の提出

○受託希望者は、希望する工区について入札公告に示された提出期限までに受託希望申請書類により持参で申請する。

(4) 受託資格審査書類の提出

○受託希望者は、入札公告に示された提出期限までに受託資格審査書類を持参により提出する。

(5) 受託資格の審査

○受託希望者から提出された書類について審査を行い、資格要件を満たしていない場合は当該希望者に対して書面により受託資格がない旨を通知する。

(6) 受託者の決定方法

○受託資格審査の結果、各工区の受託希望者が2者以上の場合は指名競争入札を行い、1者の場合は見積りによる随意契約とし受託者を決定する。

① 指名競争入札及び落札者の決定

○入札参加者は、入札書を持参提出する。（郵送による入札は認めない。）

○市長は、入札後、予定価格を下回った者のうち最低価格を提示した者（「最低制限価格試行要領」に基づく失格基準価格を下回って入札した者を除く。）を落札者として決定する。

○入札執行回数は2回までとし、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の最低価格（入札単価に予定数量を乗じて得た金額の合計）入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、2回を限度とする。

② 随意契約

○受託希望者は見積書を持参し、予定価格を下回った者のうち最低価格を提示した者と契約を締結する。なお、見積回数は2回を限度とする。

6 契約等

○契約は単価契約とする。

○発注時に計上されている除雪機械ではない機械を使用する場合、市長は除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できると認められる場合に限り、使用機械の変更を行うものとする。

○機械管理費は当初計上機械台数以内とする。

○燃料油価格に変動が生じ、契約単価が著しく不相当となったときは、協議のうえ契約単価を変更することができるものとします。